

2019年度 LEC税理士講座
所得税法受講生の皆様へ

LEC東京リーガルマインド
税理士事業本部

問題集3 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡申し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

■問題・解答冊子<HU19455>

頁	訂正箇所	訂正方法
104	問題111 【資料Ⅱ】 7	<u>本ご案内の2枚目と差替えて頂きますようお願い申し上げます。</u>

頁	訂正箇所
242	問題111 解答解説 <譲渡所得>
訂正前	
特定民間再開発事業の施行により、譲渡した土地等の上に建築された地上階数4階以上の中高層耐火建築物を取得し買換資産をその取得の日から1年以内に事業の用に供しているので一号買換えの適用がある。	
訂正後	
特定民間再開発事業の施行により 、譲渡した <u>既成市街地等内の</u> 土地等の上に建築された地上階数 <u>3</u> 階以上の耐火共同住宅を取得し買換資産をその取得の日から1年以内に事業の用に供しているので <u>二</u> 号買換えの適用がある。	

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。

なお、下記7のBアパート及びDマンションの減価償却費は含まれていない。

- 7 Aは既成市街地等内に所在しているBアパートを賃貸していたが、本年3月31日にその区域が「地上階数3以上の中高層の耐火共同住宅の建築事業」の用に供されることとなったために、3月末日をもって貸付を終了し、Bアパート及びその敷地をC法人に対し60,000,000円で譲渡している。

この「耐火共同住宅の建築事業」に係る譲渡等に関する事項は、次のとおりである。

(1) 譲渡資産に関する事項

資 産	取得年月	譲渡対価	取得価額	年初未償却残額
B ア パ ー ト	平成 28 年 7 月	24,000,000 円	25,000,000 円	22,125,000 円
敷 地	平成 27 年 12 月	36,000,000 円	20,000,000 円	—

(注1) Bアパートの法定耐用年数は22年である。

(注2) 譲渡の際、譲渡費用として1,162,500円を支払っている。

(2) 取得資産に関する事項

上記敷地の上に建築された租税特別措置法第37条の5に規定する中高層の耐火共同住宅（法定耐用年数47年、以下「Dマンション」という。）の一部（4階から5階部分、全6室）を54,000,000円（うち建物部分30,000,000円）で本年12月1日に取得し、同日より賃貸の用に供している。

〔資料Ⅲ〕

その他の収入に関する資料は次のとおりである。

- 1 AがE社から本年4月までに支払を受けた給与に関する事項は次のとおりである。

なお、下記金額は支給総額であり、支払を受ける際、社会保険料31,400円及び源泉徴収税額27,280円が控除されている。

(1) 基本給	800,000 円
(2) 残業手当	200,000 円
(3) 通勤手当	80,000 円

月額20,000円であり、通常必要と認められるものである。

(4) 記念品	5,000 円
---------	---------

これはE社の創業50周年を記念して全社員に支給された置時計の処分見込価額であり、社会通念上相当と認められるものである。

- 2 Aの退職金に関する事項は次のとおりである。

- (1) 居住者Aは本年4月30日にE社を退職し、退職金2,000,000円（源泉徴収税額10,210円控除前）を受取った。なお、Aは3年前の1月31日にF社を退職しており、退職金5,000,000円（税込金額）を受取っている。なお、AはE社、F社のともに役員には該当しなかった。